

食品検査・認証制度における道具の一つとしてのトレーサ  
ビリティ/プロダクトトレーシングに関する原則

**CAC/GL 60-2006**



**FOOD AND AGRICULTURE ORGANIZATION  
OF THE UNITED NATIONS  
WORLD HEALTH ORGANIZATION**



Published by arrangement with the  
Food and Agriculture Organization of United Nations  
and the World Health Organization  
by the  
Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries,  
Government of Japan

本文書において使用する呼称及び資料の表示は、いかなる国、領土、都市あるいは地域、若しくはその当局の法律上あるいは開発上の地位に関する、又はその国境あるいは境界の設定に関する、国際連合食糧農業機関（FAO）あるいは世界保健機関（WHO）のいかなる見解の表明を意味するものではない。また、個別の企業あるいは製品への言及は、それらが特許を受けているか否かにかかわらず、言及されていない同様の性質を持つ他者に優先して、FAO あるいは WHO が承認あるいは推薦していることを意味するものではない。

© FAO/WHO, 2006 (English edition)  
© Government of Japan, 2008 (Japanese edition)

## 食品検査・認証制度における道具の一つとしてのトレーサビリティ/プロダクトトレーシングに関する原則

CAC/GL 60-2006

### 第1章 範囲

1 この文書は、権限のある当局が、自国の食品検査・認証制度の中でトレーサビリティ/プロダクトトレーシングを道具の一つとして活用する際の助けとなる一連の原則について述べている。この文書は、コーデックスの全ての関連文書及び国際植物防疫条約 (IPPC) や国際獣疫事務局(OIE)により採択された文書と適宜併せて参照すべきである。

2 コーデックス委員会の2つの使命を考慮すれば、トレーサビリティ/プロダクトトレーシングは、食品由来の危害要因と欺瞞的商業行為からの消費者保護及び正確な製品情報に基づく貿易の促進に寄与するために<sup>1</sup>、食品検査・認証制度において、適切な時及び場合に、利用できる道具の一つである。

### 第2章 定義

検査とは<sup>2</sup>：要件に適合していることを証明するために行う、食品自体又は食品、原材料、加工及び流通の管理システムの審査のことで、製造段階の製品及び最終製品の試験を含む。

認証とは<sup>2</sup>：公的認証機関及び公的に認められた機関が、食品又は食品管理システムが要件に適合していることを、書面又は書面と同等の手段により保証するための手続きを指す。食品の認証は、必要に応じて、継続的なオンライン検査、品質保証システムの監査及び最終製品の審査を含む一連の検査活動に基づいて行われる。

同等性とは<sup>3</sup>：異なる検査・認証システムが同じ目的を達成できることを指す。

トレーサビリティ/プロダクトトレーシングとは<sup>4</sup>：生産、加工及び流通の特定の一つ又は複数の段階を通じて、食品の移動を把握できることを指す。

### 第3章 原則

3 本原則は、食品検査・認証制度において、権限のある当局により用いられる道具の一つであるトレーサビリティ/プロダクトトレーシングの位置づけ、基本要件、設計及び適用を対象とする。

#### 位置づけ

<sup>1</sup> 食品輸出入検査・認証に関する原則 (CAC/GL 20-1995) パラグラフ 5

<sup>2</sup> 食品輸出入検査・認証に関する原則 (CAC/GL 20-1995)

<sup>3</sup> 食品輸出入検査・認証制度の設計、計画、運用、評価及び認定に関するガイドライン (CAC/GL 26-1997)

<sup>4</sup> コーデックス手続きマニュアル

4 上記のトレーサビリティ/プロダクトトレーシングは、権限のある当局が食品検査・認証制度において利用できる多くの道具のうちの一つである。

5 輸入国は、トレーサビリティ/プロダクトトレーシングを用いない食品検査・認証制度が、これらを用いる食品検査・認証制度と同じ目的を達成し、同じ結果を生む場合があること（例えば、食品安全に関する場合、同じ保護水準を確保する。）を考慮すべきである<sup>5</sup>。

6 輸入国がトレーサビリティ/プロダクトトレーシングを用いている場合に、輸出国がそれと同じことをする（すなわち、全く同じ制度を設ける）ことを義務とすべきでない。

### 基本原理

7 権限のある当局がトレーサビリティ/プロダクトトレーシングを適用することにより、食品検査・認証制度における措置又は要件に関連して必要とされ得る行為の効果及び/又は効率が高められるべきである。

8 トレーサビリティ/プロダクトトレーシングは、食品安全に関して適用される場合、適切な措置及び要件と組み合わせない限り、それだけでは食品安全に関する成果を高めるものではない。組み合わせられた食品安全のための措置の効果及び/又は効率を高めることに寄与することはできる<sup>6</sup>。

9 トレーサビリティ/プロダクトトレーシングは、食品検査・認証制度において適用される場合、欺瞞的商業行為からの消費者保護及び正確な製品情報に基づく貿易の促進に寄与することができる<sup>7</sup>。

10 トレーサビリティ/プロダクトトレーシングを用いる場合には、どのような場合においても、食品検査・認証制度における正当性がなければならない。また、その目標、目的及び詳細が明示されなければならない。適用の対象と範囲は、示された必要性和整合したものでなければならない。

### 設計

11 トレーサビリティ/プロダクトトレーシングは、食品検査・認証制度の目的に応じ、フードチェーン（生産<sup>8</sup>から流通まで）の全て又は特定の段階に対して適用できる。

<sup>5</sup> 食品輸出入検査・認証制度に関する同等性合意の形成に関するガイドライン（CAC/GL 34-1999）及び食品検査・認証制度に係る衛生措置の同等性評価に関するガイドライン（CAC/GL 53-2003）

<sup>6</sup> 例えば、想定される食品安全の問題に係る食品提供者や顧客の情報を提供し、対象を絞った製品の回収/撤去を可能とすることによって。

<sup>7</sup> 例えば、製品が本物であることや、製品に関して提供された情報（例：原産国、有機農業、コシャーやハラールのような宗教上の関心事）の正確さに関する信頼を強固にすることによって。

<sup>8</sup> トレーサビリティ/プロダクトトレーシングの食品への適用に関する場合、生産は、食用となる動物、飼料、肥料、農薬、動物用医薬品、植物又は動物由来の投入物などを含むよう広義に解釈することができる。

12 トレーサビリティ/プロダクトトレーシングは、食品検査・認証制度の目的に応じて、フードチェーン（生産から流通まで）のいかなる特定の段階においても、当該食品がどこから来て（一歩川上への遡及）、どこへ行ったのか（一歩川下への追跡）を特定できなければならない。

13 トレーサビリティ/プロダクトトレーシングを含む食品検査・認証制度の目的、対象及び関連する手続きは、透明性を保ち、要請に応じて輸出国の権限ある当局に提供されるべきである。

#### 適用

14 トレーサビリティ/プロダクトトレーシングの適用に当たっては、開発途上国での実行可能性を考慮に入れるべきである。

15 トレーサビリティ/プロダクトトレーシングに関して、輸入国の食品検査・認証制度の目的又は成果を、輸出国が達成できない場合には、輸入国は輸出国に対し、特に開発途上国に対し、支援することを考慮すべきである。輸入国の食品検査・認証制度の目的又は成果の達成を可能とするため、支援には、実施までの期間の延長、柔軟性のある計画、技術援助を含んでもよい。

16 トレーサビリティ/プロダクトトレーシングを含む食品検査・認証制度は、必要以上に貿易制限的であるべきではない。

17 食品検査・認証制度におけるトレーサビリティ/プロダクトトレーシングの適用は、実用的、技術的に実行可能かつ経済的に実行可能でなければならない。

18 権限ある当局が、食品検査・認証制度において、トレーサビリティ/プロダクトトレーシングを適用すべきか否か、又どのように適用するかを決定する際には、食品安全に関するリスク評価の結果及び/又は起こり得る欺瞞的商業行為の特徴を考慮すべきである。

19 食品検査・認証制度におけるトレーサビリティ/プロダクトトレーシングは、個別の状況に応じ、実施されるべきである。